

浜岡原子力発電所1,2号機および3号機 主排気筒 航空障害灯の消灯(廃止)について

2014年8月6日

当社は、浜岡原子力発電所 1,2 号機および 3 号機の主排気筒(※1)に設置している航空障害灯(※2)について、2014年8月11日より消灯(廃止)することとしましたので、お知らせします。

これは、1,2 号機の廃止措置や新規規制基準への対応に向けた安全性向上対策を進めるにあたって敷地内の状況について確認していたところ、1,2 号機 主排気筒および 3 号機 主排気筒(廃棄物減容処理装置共用)に設置している航空障害灯が、これらの近くに設置している第二浜岡幹線送電用鉄塔(No.1)の航空障害灯を以て設置を免除することができ、消灯しても問題ない(※3)ことを確認できたため、国土交通省東京航空局の許可を得て消灯するものです。

なお、3 号機 主排気筒には原子力施設用灯火(※4)も設置しており、こちらは引き続き点灯運用します。



- ※1 排気筒は、原子力施設内の空気を大気中に放出するための円筒状の排気設備です。なお、3 号機については廃棄物減容処理装置と共用の排気筒となっています。
- ※2 航空障害灯は、航空法で定められた高さ以上の建物に設置しなければならない灯火で、送電鉄塔や発電所内の排気筒に設置されています。
- ※3 航空障害灯の設置には免除条件があり、今回は「当該物件(1,2 号機や 3 号機の主排気筒に該当)から 500m の範囲内に当該物件の海拔高よりも高い他の障害物件(第二浜岡幹線送電用鉄塔(No.1)に該当)があり、その障害物件に航空障害灯が設置されている場合」という条件に該当することから免除を申請し、許可されました。
- ※4 原子力施設用灯火は、航空機から原子力施設の識別、視認性を向上させるための灯火で、浜岡原子力発電所では、3 号機の主排気筒に設置されています。

以上